

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 生涯学習課

許認可等の内容		栃木市立小中学校施設（特別教室）使用料の減免に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市立小中学校施設の開放に関する使用料条例第3条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第8条 栃木市立小中学校施設の開放に関する規則第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市立小中学校施設の開放に関する規則抜粋</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 条例第3条の教育委員会が特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の小中学生を主な構成員とする市内の団体が、青少年の健全育成を目的として屋内体育施設及び特別教室を使用するとき。</p> <p>(2) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。</p> <p>（使用料の申請）</p> <p>第9条 条例第3条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、栃木市立小中学校施設使用料減免申請書（別記様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	